3-3 所得種類別課税状況

(1) 利子所得等の課税状況

		~ WK1/JU1/					課	税	分		非 課	税	分			合	計
	区	3	चे		支	払	金	額	源泉徴収税額		障害者等非課税・ 財形貯蓄非課税分 支 払 金 額	その 支	他の非課税分 払 金 額	支	払る	金額	源泉徴収税額
								千円	Ŧ	-円	千円		千円			千円	千円
公				債		2	, 953,	619	451, 2	295	1, 219		5, 538, 781		8, 4	193, 619	451, 295
社				債		2,	, 863,	128	437, 0)29	1, 073		9, 507, 295		12,	371, 495	437, 029
	銀	行	預	金		16	, 910,	065	2, 576, 8	337	248, 363		1, 595, 680		18,	754, 109	2, 576, 837
預 貯 金	銀行以夕	トの金融	触機関の預	金		13	, 753,	009	2, 108, 0	90	260, 243		7, 640, 731		21, 6	653, 983	2, 108, 090
	その他勤	動務先預	(金等の利	小子		1,	, 564,	054	239, 2	224	4, 568		_		1, 5	568, 621	239, 224
合同運	用信託	の収	益の分	配			16,	568	2, 5	537	1, 896		340			18, 803	2, 537
公社債担	ひ 資 信 託	色の収益	益の分配	等			162,	308	24, 8	357	49		3, 849		:	166, 206	24, 857
	小	Ī	i t			38	, 222,	750	5, 839, 8	370	517, 410		24, 286, 677		63, (026, 836	5, 839, 870
定期積	金の給	付補	てん金	等		1,	, 419,	732	217, 4	132	-		27, 457		1, 4	147, 190	217, 432
匿名組合分配、			づく利益 等の差				155,	595	25, 2	206	19, 995		41			175, 631	25, 206
割引	債 の	償	還 差	益			328,	500	60, 3	372	_		_		;	328, 500	60, 372
	i	計				40	, 126,	577	6, 142, 8	380	537, 404		24, 314, 175		64, 9	978, 157	6, 142, 880

調査対象等: 平成27年2月から平成28年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

- (注) 1 「障害者等非課税・財形貯蓄非課税分」は、第10条(障害者等の少額預金の利子所得等の非課税)、租税特別措置法第4条(障害者等の少額公債の利子の非課税)、第4条の2(勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税)及び第4条の3(勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税)に規定する非課税分である。
 - 2 「その他の非課税分」は、所得税法第11条(公共法人等及び公益信託等に係る非課税)のほか、租税特別措置法第5条(納税準備預金の利子の非課税)及び第8条(金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用)等に規定する非課税分である。
 - 3 「課税分」には、個人のほか、法人の受取分も含まれている。
 - 4 「割引債の償還差益」の「支払金額」及び「源泉徴収税額」は、租税特別措置法第41条の12(償還差益等に係る分離課税等)に規定 する課税分であり、個人のほか、法人の受取分も含まれている。

(2) 配当所得の課税状況

区分	課利	 分	非 課 税 分	合	計	
	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	支払金額	源泉徴収税額	
剰余金又は利益の配当、剰余金の分配、 基金利息の分配、特定投資法人の投資口 の配当等	千円 107, 769, 252	千円 20, 516, 238	千円 25, 175, 578	千円 132, 944, 829	千円 20, 516, 238	
投資信託(公社債投資信託及び公募公社 債等運用投資信託を除く。)及び特定受 益証券発行信託の収益の分配等	2, 459, 299	376, 641	858, 855	3, 318, 154	376, 641	
源泉徴収選択口座内配当等	63, 460, 463	9, 714, 864	_	63, 460, 463	9, 714, 864	
<u>≅</u> †	173, 689, 013	30, 607, 745	26, 034, 433	199, 723, 446	30, 607, 745	

調査対象等: 平成27年2月から平成28年1月までに配当等の支払者から提出された「配当等の所得税徴収高計算書」及び 「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書」等に 基づいて作成した。

- (注) 1 「非課税分」は、所得税法第11条(公共法人等及び公益信託等に係る非課税)に規定する非課税分のほか、租税 特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等で国内における支払の取扱者を通じて支払われた もの及び租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税分である。
 - 2 「課税分」には、個人のほか法人の受取分も含まれている。

(3) 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区分	源泉徴収選択口座内 調整所得金額等	源	泉	徴	収	税	額
源泉徴収選択口座内保管 上場株式等の譲渡所得等	千円 70, 099, 915				1	0, 62	千円 1,041

調査対象等: 平成27年2月から平成28年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された 「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税 徴収高計算書」に基づいて作成した。

(4) 給与所得及び退職所得の課税状況

区分		官	广	そ 0	の 他	合	計
	区 分	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
	俸 給 · 給 料 · 賞 与	1, 102, 743, 127	34, 119, 733	4, 291, 832, 325	156, 465, 246	5, 394, 575, 452	190, 584, 979
給与所得	日雇労働者の賃金	2, 827, 943	24, 889	32, 859, 034	385, 119	35, 686, 978	410, 008
	計	1, 105, 571, 070	34, 144, 622	4, 324, 691, 359	156, 850, 365	5, 430, 262, 429	190, 994, 987
退	職 所 得	65, 036, 102	548, 734	92, 895, 357	3, 287, 224	157, 931, 459	3, 835, 958
災害減免法	により徴収猶予したもの	_	_	_	8, 790	_	8, 790

調査対象等: 給与等の支払者から平成28年4月30日までに提出された「法定調書合計表(給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票)」及び平成27年2月から 平成28年1月までに提出された「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。

用語の説明:1 「官公庁」とは、政府機関、地方公共団体及びこれらの関係機関(所得税法別表第一に掲げる法人等のうち、公社、公団、公庫、事業団、日本政策 金融公庫、国立大学法人等、国・地方公共団体が全額出資しているもの及び行政執行法人をいう。)を集計したものである。

- 2 「法定調書」とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務付けられている書類をいい、原則として翌年1月31日までに提出することとなっている。法定調書の種類は多数にのぼっており、例えば①利子等の支払調書、②配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書、③報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤非居住者に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書がある。
- 3 「徴収猶予」とは、通常の法定納期限に徴収しないで、一定の期間徴収手続を猶予することをいう。したがって、一定の期間、納期限を延長する、 いわゆる延納制度とは異なるものである。

(5) 報酬・料金等所得の課税状況

	区 分	支 払 金 額	源泉徴収税額
	原稿料、作曲料、放送謝金、講演 料 等 の 報 酬 又 は 料 金	千円 5, 674, 010	千円 807, 352
N.	弁護士、税理士等の報酬又は料金	41, 801, 356	4, 291, 527
法第	診 療 報 酬	80, 907	6, 928
2 0	職業野球の選手、騎手、外交 員等の報酬又は料金	24, 446, 227	1, 697, 867
4 条	芸能等についての出演・演出等の報 酬 又 は 料 金	716, 394	80, 106
該当	バー、キャバレーのホステス等 の 報 酬 又 は 料 金	6, 882, 115	357, 922
	契 約 金 ・ 賞 金	582, 903	39, 946
	小青十	80, 183, 910	7, 281, 649
法第	203 条 の 2 該 当 (公 的 年 金 等)	5, 083, 168	96, 752
法 第 20	7条該当(生命保険契約等に基づく年金)	100, 007, 571	589, 343
法 第 17	4条該当(馬主が受ける競馬の賞金等)	100	10
	計	185, 274, 749	7, 967, 754
災害	減免法により徴収猶予したもの	_	117

調査対象等: 報酬・料金等の支払者から、平成28年4月30日までに提出された「法定調書の合計表 (報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書)」及び平成27年2月から平成28年1月まで に提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(6) 非居住者等所得の課税状況

(0) 非店住有等所付の誅忧私优	Late A day	
区分	支払金額	源泉徴収税額
	千円	千円
公社債・預貯金の利子	等 224, 470	30, 048
剰余金又は利益の配当、特定投資法人の投資口の配当等、投資信 託(公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。)及 び特定受益証券発行信託の収益の分配		69, 500
匿名組合契約に基づく利益の分	配 –	-
給	等 3, 457, 889	118, 166
退 職 所	得 23,875	4, 230
役務の報	酬 21,028	4, 294
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用 又 は そ の 譲 渡 に よ る 対	料 89,813	10, 199
著作権の使用料又はその譲渡による対	価 114,845	12, 404
貸 付 金 の 利	子 55, 405	6, 431
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機 船 舶 の 貸 付 に よ る 所	、 得	12, 944
機械等の使用	料	-
土地等の譲渡による対	価 124, 463	12, 740
人 的 役 務 提 供 事 業 の 対	価 304, 739	61, 995
生命保険契約等に基づく年	金 6,918	706
賞	金 -	-
合 計	5, 006, 162	343, 657

調査対象等: 平成27年2月から平成28年1月までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「非居住者・外国法人の所 得についての所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。